

令和4年度 第9回 高士区地域協議会 次 第

日時：令和5年2月1日(水) 午後6時30分～
会場：高士地区公民館 2階 大会議室

延べ1時間20分

1 開 会

【2分】

2 議 題

(1) 自主的審議事項 【75分】

- ・旧高士スポーツ広場（旧高士中学校跡地）の活用策について
- ・今後の進め方について

3 その他

(1) 次回開催日の確認等 【3分】

【令和4年度 第10回地域協議会】

- 日時：__月__日() 午後6時30分から
- 会場：高士地区公民館 大会議室
- 内容：自主的審議

(2) その他

4 閉 会

地域協議会
地域の課題を主体的にとらえ、それについて議論を行うことを通じて、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させていくことを期待されている。



自主的審議
地域協議会は、地域自治区の区域内の課題について自主的な審議を行い、意見を述べるができる。



[Empty box]



高士区「旧高士スポーツ広場の活用策」



[Empty box]



「多目的に利用できる広場としての活用」

意見集約 4回（意見交換会 2回、アンケート 2回）
制度についての研修会 2回



① 意見書の提出



② 地域による課題解決



③ 元気事業（地域独自予算）

R4

[Empty box]

高士地区体育協会主催
「ノルディックウォーク」

高士地区振興協議会主催
「ふるさと高士まつり」

意見書の回答



① 意見書の提出



② 地域による課題解決



③ 地域独自予算

R5

[Empty box]

[Empty box]

[Empty box]



目指すところ
地域の課題解決・地域の活力向上

赤字:前回の主な発言

地域協議会

地域の課題を主体的にとらえ、それについて議論を行うことを通じて、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させていくことを期待されている。



自主的審議

地域協議会は、地域自治区の区域内の課題について自主的な審議を行い、意見を述べるができる。



高橋「魅力を発信」
塚田「まちづくりについて話し合う機会が無かった」



高士区「旧高士スポーツ広場の活用策」



玄蕃「全体構想がない。その中に位置づける必要がある」



意見集約 4回（意見交換会 2回、アンケート 2回）
制度についての研修会 2回

上野「現場を見ながら話し合いたい」

「多目的に利用できる広場としての活用」

塚田「アイデアを集約できない」



① 意見書の提出



② 地域による課題解決



③ 元気事業（地域独自予算）

R4

高橋「市長や担当者に現場を見てもらいたい」

高士地区体育協会主催
「ノルディックウォーク」

高士地区振興協議会主催
「ふるさと高士まつり」



意見書の回答



② 地域による課題解決



田中「消火栓から飲料水として使えないか」

R5

① 意見書の提出

松山「地域でお金を集めればよいのではないか」

事務局「芝生や花を植える活用方法もある」
青木「地域と市と協議会がよく話し合って進めたい」



事務局「地域住民や団体の主体的な取組が必要」

目指すところ

地域の課題解決・地域の活力向上

2 地域協議会

(1) 地域協議会とは

各区に設置する地域協議会は、“自主自立のまちづくり”を推進するため、様々な立場の住民の皆さん同士が、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて、話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う機関です。

(2) 地域協議会の役割など

○どんなことを話し合うの？

地域協議会では、住民の皆さんが日常生活の中で改善が必要と感じているテーマについて自主的に話し合うほか、市長から意見を求められた案件(諮問)について話し合います。

○なぜ市長は地域協議会に意見を聴くの？

例えば、市が集会施設の設置等を行う場合に、その区内の住民の生活に及ぼす影響¹について、あらかじめその区の地域協議会の意見を聴き、その後の政策判断に参考とするために行うものです。

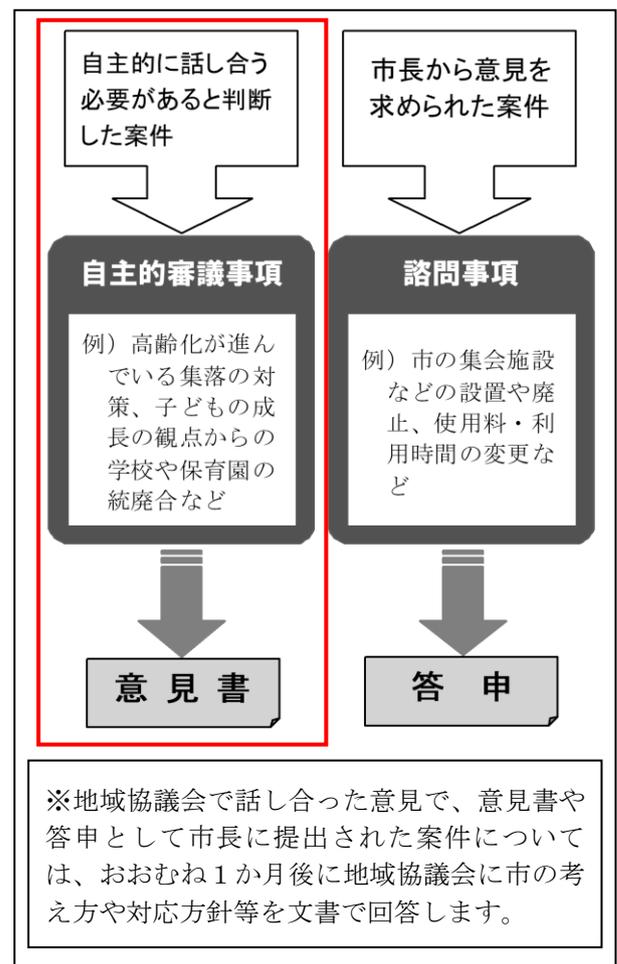
○話し合ったことはどうなるの？

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置した機関(市長等の附属機関)であり、市長はその意見を尊重することを基本としています。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

○話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区で回覧・配布する「地域協議会だより」でお知らせするとともに、市のホームページにて会議録や「地域協議会だより」を掲載・公表しています。

図3：地域協議会の話し合い等の流れ



1 その区内の住民の生活に及ぼす影響とは、例えば、施設が設置されることに伴う交通量の増による騒音の問題など生活環境に支障を来すようなマイナスの影響や、にぎわいの創出などのプラスの影響などをいいます。